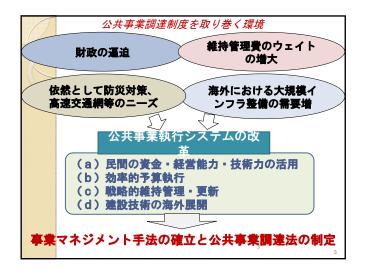
待ったなしの公共事業調達改革 ~ 閉塞から脱却への切り札~

平成23年10月

愛媛大学 木下誠也

プロフィール

- 昭和53年建設省入省後、九州·中部· 近畿地方建設局、河川局、大臣官房、建設 経済局等を経て、国土交通省国際建設課長、 水資源計画課長、中部地方整備局企画部長、 沖縄総合事務局次長、近畿地方整備局長 等として勤務
- (財)ダム水源地環境整備センターを経て、 平成22年11月より愛媛大学防災情報研 究センター教授
- そのほか、平成21年度より京都大学経営管理大 学院特命教授、平成22年度より土木学会建設マ ネジメント委員会副委員長、平成23年度より同 災害対応マネジメント特定テーマ委員会委員等



土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会

委員長 木下誠也(愛媛大学)

副委員長 小澤 一雅 (東京大学)

芦田 義則(国土技術研究センター) ~2011年4月 大上 和典 (国土技術政策総合研究所) ~2011年3月

加藤 和彦 (清水建設) 金銅 将史 (国土技術政策総合研究所) ~2011年3月

三百田敏夫(オリエンタルコンサルタンツ)

田村哲(長大)中牟田亮(日本工営)

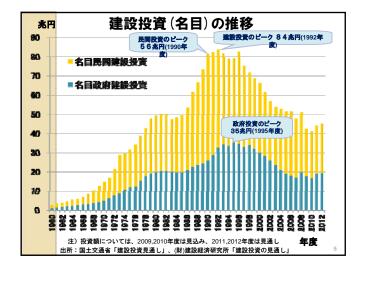
早川 裕史(長大)

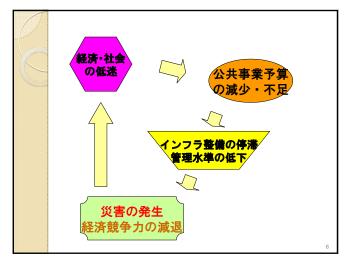
林 幸 伸 (日本工営) 松本 直也 (建設経済研究所)

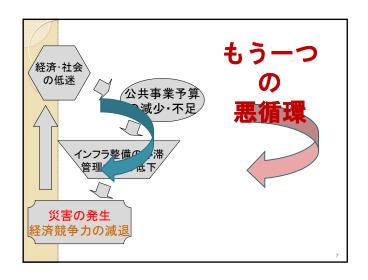
望 (国土技術政策総合研究所) 覚 (国土技術政策総合研究所)

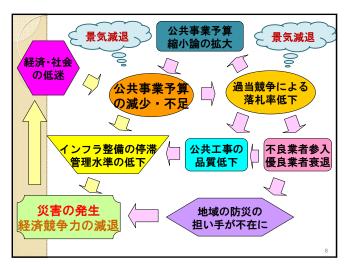
~2011年6月

横田 芳治 (国土技術研究センター) 吉田 純土 (国土技術政策総合研究所) 2011年7月~









不可解なわが国の公共工事入札契約制度

- ① 予定価格の上限拘束?
- ② 変更契約で入札?

落札するまで何回でも入札

- ③ 随意契約で入札?
- 4 落札率は低いほど良い?
- ⑤ 官の積算基準?
- ⑥ 歩切り

予算決算及び会計令

(昭和22年4月30日勅令 第165号、最終改正:平成23年3月31日政令第92号)

第7章 契約

第1節 総則(第68条·第69条)

第2節 一般競争契約

第1款 一般競争参加者の資格(第70条-第93条)

第2款 公告及び競争(第74条-第82条)

第3款 落札者の決定等(第83条-第93条)

第3節 指名競争契約 (第94条-第98条) 第4節 随意契約(第99条-第99条の6)

(予定価格の決定)

第99条の5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、 あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならなし

第5節 契約の締結(第100条-第100条の4)

第6節 契約の履行(第101条-第101条の10)

第7節 雑則(第102条-第102条の5)

asahi.com

0トップ 第二ュース

沖縄県、架空契約で補助金 国から2億円 検査院指 摘へ



沖縄県が発注したトンネル工事をめぐり、県が大 手ゼネコンなどの共同企業体(JV)と架空の随意 契約を結んでうその契約書を作り、2億円以上の 国の補助金を余分に受けていたことが会計検査 院の検査でわかった。検査院は不適正な経理と指 摘する方針だ。

このトンネル工事は事業費の9割を国の補助金 で賄えることになっていた。沖縄振興を目的にした 高い補助率が悪用された可能性もあり、内閣府沖 縄総合事務局も調査を始めた、検査院の指摘の 事実関係と補助金等適正化法違反が確認されれ ば、県に補助金の返還を求めるとみられる。

(続き)

<mark>この</mark>トンネルは2010年に那覇市に開通した「識名(しきな)トンネル」(全長55 9メートル)。市中心部の渋滞緩和が期待されていた。

<mark>県に</mark>よると、<u>工事は県土木建築部が06年に発注</u>し、大成建設(東京)と地元業 <mark>者2社</mark>でつくるJVが<u>23億3千万円で受注</u>した。海外企業も参加できる国際入札 <mark>だった</mark>ため競争が激しく、予定価格に対する<u>落札額の比率は47%</u>で、大型工事 <mark>として</mark>は異例の低落札率だったという。

このうち、検査院が問題視しているのは、掘削で地表面が崩れないようにパイプを押し込んで薬剤を注入し、地盤を固定する工事。追加で施工が必要となったが、果は本体工事の一環として扱い、材料の数量を増やす形でJV側に工事費 を支払う方針だった。

しかし、その場合は47%の落札率となった積算をもとに材料の数量変更を計 <mark>算する</mark>ので、工事費が低額になる。工事はそのまま続けられ問題なく完了したが、 支払い方法にJV側が納得せず、折り合いがつかなかったという。

<mark>そこ</mark>で県は、今回の地盤の固定工事を新規に発注したように装い、固定工事 が終わった後の09年1月になって、同じJVと落札率99%の約4億9千万円で <u>随意契約したことにするうその契約書を作成。工期も実際とは異なる09年1月</u> からと記載した。

http://www.asahi.com/national/update/0928/TKY201109270767.html

(続き)

この架空契約で、県は国からさらに約4億4千万円の補助金を受給できることになり、工事費としてJV側に支払われた。本体工事と一体で計算した場合と比べ、国の補助金は2億円以上膨らんだという。

検査院は今年1月に工事の検査を開始。問題の地盤固定工事の工期が2カ 月と裏例の短さになっていたため、事情を聴いていた。

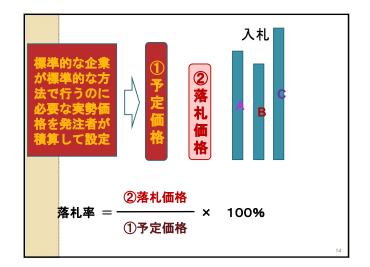
検査院によると、公共事業の支払いで争いが起きた場合は、紛争を審査する 委員会の判断を仰ぐことができるが、県側は「早く工事を進めたかった」と説明 したという。

契約は出先機関の県南部土木事務所(那覇市)が担当していた。検査院によると、自治体による架空の契約を使った補助金の申請は極めて異例という。(村上潤治、田内康介)

■沖縄県土木建築部の話 検査院が検査を進めており、現段階では取材に 応じられない。

■大成建設の話(地盤固定の)工事はトンネル新設工事では予定されていなかった。当社JVは別件工事との認識でいる。

http://www.asahi.com/national/update/0928/TKY201109270767.html



予定価格は上限拘束!

● 落札額は予定価格の制限を超えることができない

会計法 第29条の6 第1項 ~予定価格の制限の範囲内で最高 又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする ものとする。~

予定価格はメーカーの定価ではない!

● 標準的な者が標準的な方法で施工するのに必要な価格で、発注者が定めるもの

予算決算及び会計令第80条第2項 予定価格は、~取引の実例 価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を 考慮して適正に定めなければならない。

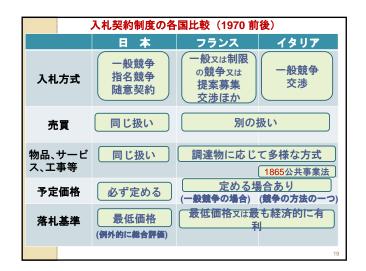
公共工事の特性

(一般の製造業には無い特徴)

- 購入前にマーケットによる評価がない
- 単品受注生産 ~契約時点で工事目的物が存在しない
- 現地生産 ~品質管理に工夫が必要
- 不良があっても発見が困難 ~不可視部分が多い
- ■不良品と判明しても取り替えることは困難
- ・不特定多数の国民が長期にわたり活用
- ・一般に施設の規模が大きく、工事段階及び管理段階において 環境への影響が大きい
- ・施設のライフサイクルにわたる長期間の品質確保が必要
- ・公的機関によって公的資金を主たる財源として整備

明治22年 会計法 仏国会計法 予定価格の制限のもとで 一般競争入札の原則 伊多利国~ 白耳義国~ M33勅令 指名競争入札導入 ⇒ T10 会計法改正 S36 会計法改正 H6 大規模工事に一般競争 → 2004 EU指令 入札導入 H17 公共工事品確法により 2006イタリア公共調達法 総合評価方式による 2006フランス公共調達法典 -般競争入札への転換 変わらぬ大枠





1923イタリア国家会計法

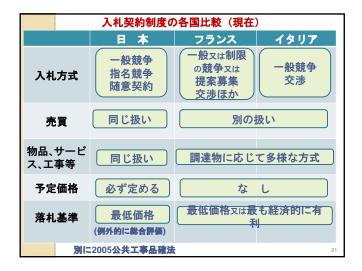
第3条 すべて国の収入となり又は経費となるべき契約は 公競争の手続きによるべし。ただし、特別な理由があり、契約承 認命令書にその理由を明記した場合であって、政府が民間の競争 に附すべきでないとして施行法に定めた場合については除く。 (以下 略)

買い入れと売り払いを分けて規定

1972イタリア大統領令による改正後

第3条 <u>すべて国の<mark>収入となるべき契約</mark>は公競争の手続きによるべし。ただし、特別な理由があり、契約承認命令書にその理由を明記した場合であって、政府が競争に附すべきでなく私の交渉によるべしとして施行法に定めた場合については除く。</u>

すべて国の<mark>経費となるべき契約は</mark>政府の裁量による判断 に基づき公の競争手続き又は私の交渉によるべし。 (以下 略)



明治以来変わらぬわが国入札契約制度の特徴

- ① 公告して競争を行うこと(一般競争)を原則
- ② 買い入れと売り払いは同じ扱い
- ③ 物品、サービス、工事等の目的物によらず同じ扱い
- 4 交渉手続きを認めない
- ⑤ 価格の制限(予定価格)を必ず定める
- 6 予定価格は事前に非公表とする
- ⑦ 落札基準は最低価格を原則とする

一般競争入札の原則

一般競争入札の原則は日本的建前と考えられ、運用面では長年にわたって、価格よりも品質重視の発注者と、過当競争を嫌う受注者の双方にとって好ましい指名競争入札が用いられた。

予定価格制度

上限を定め事前非公表とする予定価格制度 は、発注者は適正価格の範囲で契約できる 一方、受注者は一定の利益を確保でき、双 方の利害にかなっていた。

24

価格による落札基準

最低価格を原則とする落札基準は、発注者にとって指名競争入札により品質上問題なく、受注者にとって入札前の調整行為が容認される限り好ましい制度であった。

以上のことから **買入れ売払いが基本的に同じ扱い 物品、サービス、工事等が同じ扱い 交渉手続きなし**であっても支障なかった

「談合決別」以来

原則通りに 一般競争入札

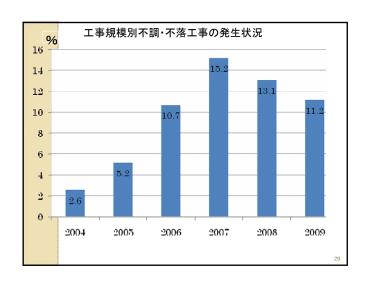
調整行為がなく価格の叩き合いに

交渉手続きがなく「技術」が適切に
評価されにくい

品質に対する
優良な企業が
生き残れない

27





財務省の見解

2007年(平成19年)5月31日 参議院国土交通委員会

「なぜ予定価格に上限拘束性を持たせているのか」 との問いに対し

「~予算の範囲内で年度内の支出が行われることを 統制するためには必要不可欠である。 ~当初の入 札において定めた予定価格等の条件を変更して、再 度公告を行って入札をやり直すことができるということ になっており、予定価格の上限拘束性が適正な価格 による契約を阻害しているということにはならない。」 (松元崇財務省主計局次長)

求められる公共事業調達制度の見直し

"公開"の原則

民間技術の活用

5

品質の確保

信用・実績の重視

< 3



- ① 売り払いとは別の取扱いとし、多様な調達方式 を選択可能に!
- ② 予定価格制度の見直し
- ③ 交渉方式導入
- ⑤ 落札基準見直し (Best Value for Money)
- ⑥ 実情に即した落札価格の制限
- ⑦ 経営力と技術力を分けた企業評価方式へ見直し

公共事業調達法の提案

<目 的>

32

<適用の範囲>

国、特殊法人等及び地方公共団体が 行う公共事業に係る工事、サービス及 び物品の入札及び契約

(a)受注者選定手続き

- ① 一般競争入札
- ② 指名競争入札
 - a) 公募型
 - b) 非公募型
- ③ 交渉方式(技術競争、随意契約を含む)
- ④ 競争的対話方式

工事については、原則として一般競争入札又は公募型指名競争入札。高度の技術を要するデザインビルド等については競争的対話方式。 サービスについては、建設コンサルタント業務は原則として交渉方式。

(b)落札基準

一般競争入札、指名競争入札及び競争 的対話方式においては、

- ① 最低価格入札
- ② 経済的に最も有利な入札(原則)

工事については、小規模で技術的難易度の低いも のその他特別な場合、

サービスについては、単純で定型的な業務その他特別の場合、

物品については、契約時点で目的物が存在し製品 の評価がメンテナンスを含め市場において既にな されている場合

その他特別な場合については ①最低価格入札 とすることができる。

(c)異常な入札価格の取扱い

① 最低価格入札

発注者は審査基準価格を設定し、総合評価における最高評価値(又は価格競争における最低価格)の入札者の入札価格が異常に高い又は低い金額の場合は、これを審査し、その入札を無効とすることができる。また、必要な場合は、交渉することができる。

② 上限と下限

発注者は、契約価格の上限を設定することができる。この場合は、さらに契約価格の 下限を設定することができる。

6

(d)企業評価方式

- (i)契約履行のための資金調達力や長期的 な経営上の安定性の観点からの企業の経 営力
- (ii)契約内容を履行する際に必要な、これ を良質・安全・確実に履行する能力を有す るか、能力・経験の十分な技術者を有する かといった観点からの企業の技術力
- の2つの点から評価する。

(e)発注者の体制

- 監督業務は、契約管理、検査等の業務に 統合し、「買う」側としての発注者の立 場を明確にする。
- 発注者は、原則として、十分な技術力を 有する者を置かなければならない。

50

<既存の法令との関係>

会計法

地方自治法

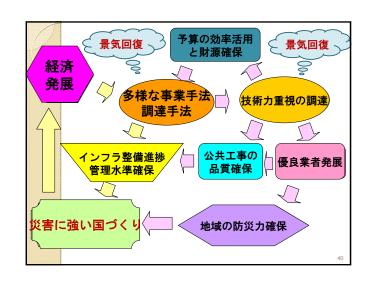
に対し、公共事業の入札、契約に関する 特別法として位置づける。

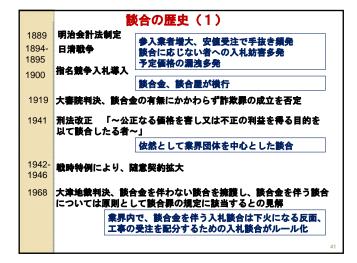
公共工事の入札契約適正化法

建設業法

公共工事の品質確保法

については、関係する事項について調整 を図り整合させる。





	談合の歴史(2)				
1977	独禁法改正、課徵金制度				
	建設工事の入札割	後合が相次いで摘発(1981静岡事件等)			
1988-	米国から談合防止の圧力				
1994-	大規模工事に一般競争導入				
2005-	公共工事品質確保法により 官製談合事件練発 (1995-2006) 総合評価方式へ転換				
2006.1	1 独禁法改正強化 大手ゼネコン「談合決別宣言」				
	Г	(2005.12)			
	L	ダンピング多発、不調・不落多発			
2006	国土交通省、ダンピング対	策強化			
2010-	土木学会、公共事業調達法 国会議員、公共調達法制定				
		42			

	入札契約制度の歴史		
14世紀	フランスにて競争入礼発生		
16世紀	競争入礼の発生		
17世紀	一式請負の発生		
19世紀	新食業者の発生 わが国が参考にしたフラン		
	イタリア最初の公共事業法(1862)		
	わが国が参考にしたイタリアの会計法制定(1884)		
	明治会計法、一般競争入札等入(1889)		
	フランス、交渉方式導入(1892)		
20世紀	勅令により指名競争入札導入(1900)		
	大正会計法 (1921) イタリア国家会計法(1923)、 施行法(1924)		
	GHQ指令により国鉄が一般競争入札方式採用(1948~1952)		
	低入札価格調査制度等を取り入れた会計法大改正(1961)		
	フランス公共関連法典、競争入札に厳格な上限拘束(1964)		
	最初のEC調連指令(1971) イタリア大統領令(1972)		
	イタリア公共工事基本法(メルローニ法)(1994)		
2 1 世紀 公共工事品質確保法(2005) フランス公共関連法典、予定価格制度廃止、落札			
	(2001) EU指令(2004) フランス公共間違法典(2004)		
	イタリア公共調達法(2006) フランス公共調達法典(2006) 43		

カが国の入札契約制度の変遷					
6年	M 2 2 (1889)	M 3 3 (1900)	S 3 6 (1961)	H 6 · H 1 7 (1994 • 2005)	
	会計法 会計規則	勅令制定 (T10 会計法改正)	会計法改正	H6 一般競争(大規模工事 H17 公共工事品確法制定	
入札契約方式	・一般競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし)	一般競争入札指名競争入札随意契約(交渉方式なし)	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし)	- 一般競争入札 - 指名競争入札 - 随意契約 (交渉方式なし)	
買い入れと売 り払いの扱い	同じ取り扱い	同じ取り扱い	同じ取り扱い	同じ取り扱い	
物品、サーピス、 工事等の扱い	会計法上すべて 同じ扱い	会計法上すべて 同じ扱い	会計法上すべて 同じ扱い	会計法上すべて 同じ扱い	
予定価格	予定価格を必ず定 め上限とする	予定価格を必ず 定め上限とする	予定価格を必ず定め 上限とする	予定価格を必ず定め上限 する	
予定価格の事 前の守秘性	非公表	非公表	非公表	非公表	
落札基準	最低価格	最低価格	会計法上、最低価格 が原則だが、例外的 に価格及びその他の 条件が最も有利な者	会計法上、最低価格が周 だが、例外的に価格及び の他の条件が最も有利な (品確法により工事は都 評価)	
				44	

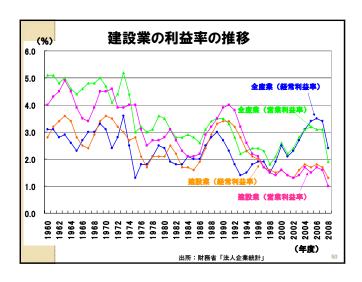
落札基準	最低価格	競争入札は最低価格。提案募集 方式等は最も経済的に有利な者	最も経済的に有利な者 (最低価格は限定的に適 用)	
予定価格の事 前の守秘性	定める場合は非公表	非公表(競争入札の場合)	2001年9月までは非公表	
予定価格	必要があれば最高価格 を定め、定める場合は 上限とする	競争入札の場合は予定価格を定め上限とする	2001年9月に廃止	
物品、サーピス、 工事等の扱い	会計法上すべて 同じ扱い	調達物に応じて 多様な方式を選択可	調達物に応じて 多様な方式を選択可	
買い入れと売 り払いの扱い	同じ取り扱い	別の取り扱い	別の取り扱い	
入札契約方式	・競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし →1882導入)	- 公開式又は制限式競争入札又は 提束募集(設計競技を含む) - 競争的対話方式 - 交渉方式 - 調査研究の特例	・公開式又は制限式提案募集・競争的対話方式 ・交渉方式(3種) ・設計競技方式 ほか	
	仏国会計法(1862王令) 1882 通連	公共調達法典	公共調達法典	
	1862 - 1882	1964	2001 - 2004 - 2006	
フランスの入札契約制度の変遷				

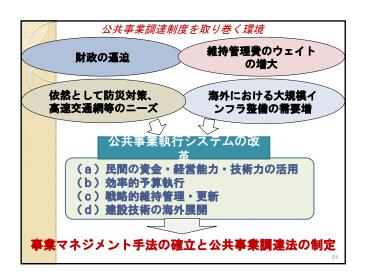


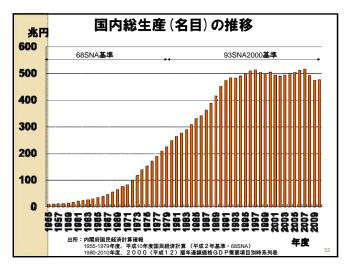
- 入札契約制度の各国比較(明治会計法制定当時)				
	日本	フランス	イタリア	ベルギー
	M22会計法 会計規則	仏国会計法(1862王令)	1884伊多利国会計法	白耳義国会計法典
入札契約方式	・一般競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし) (M33 勅令・T10法改 正により指名競争入 札)	- 競争入札 - 指名競争入札 - 随意契約 (交渉方式なし →1882導入)	・競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし)	・競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし)
買い入れと売 り払いの扱い	同じ取り扱い	同じ取り扱い	同じ取り扱い	買い入れのみ対象
物品、サーピス、 工事等の扱い	会計法上すべて 同じ扱い	会計法上すべて 同じ扱い	会計法上すべて 同じ扱い (別に1865年公共事 集法が存在)	会計法上すべて 同じ扱い
予定価格	予定価格を必ず定め 上限とする	必要があれば最高価格 を定め、定める場合は 上限とする	予定価格を定め上限 とする(必ずかどうか は定かでない)	なし
予定価格の事 前の守秘性	非公表	定める場合は非公衰	非公表(推定)	-
落札基準	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格
				47

25	入札契約制度の各国比較		(1970年前後)	
	日本	フランス	イタリア	EU
	S36会計法 37予決令	1964公共調達法典	1923法 1924施行法 1972大統領令	1971/7 EC公共間達 指令(公共工事)
入札契約方式	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約 (交渉方式なし)	- 公開式又は制限式競 争入札又は提案募集 (設計競技を含む) - 競争的対話方式 - 交渉方式 - 調査研究の特例	·公開競争入礼 ·交涉方式	例外を除いて ・公開入札 ・選択入札
買い入れと売 り払いの扱い	同じ取り扱い	別の取り扱い	1972年より条文の中 で2つの項に分離	別の取り扱い
物品、サーピス、 工事等の扱い	会計法上すべて 同じ扱い	調達物に応じて 多様な方式を選択可	工事等については 1865年公共事業法	工事のみについて規 定
予定価格	予定価格を必ず定め 上限とする	競争入札の場合は予 定価格を定め上限と する	予定価格を用いる場合は上限とする(1924 年施行法に競争の方法の一つとして規定)	なし
予定価格の事 前の守秘性	非公衰	非公表(競争入札の 場合)	非公表・公表のいず れも可	-
落札基準		競争入札は最低価格。 提案募集方式等は最 も経済的に有利な者		済的に有利な者
				48 4

7	入札契約制度の各国比較(現在)				
	日本	フランス	イタリア	EU	
	会計法 及び予決令 H17 公共工事品確法	2001-2004-2006 公共調達法典	1994 公共工事基本法 1999 大統領令 2006 公共調達法	EU指令 2004/18/EC	
入札契約方式	一般競争入札・指名競争入札・随意契約(交渉方式なし)	- 公開式又は制限式提 来募集・競争的対話 方式 - 交渉方式 (3種) - 設計競技方式 ほか	·公開方式 ·選択方式 ·交渉方式	 公開方式 選択方式 ・交渉方式(公開 又は非公開) 競争的対話 	
買い入れと売 り払いの扱い	同じ取り扱い	別の取り扱い	別の取り扱い	別の取り扱い	
物品、サーピス、 工事等の扱い	会計法上すべて 同じ扱い	調連物に応じて 多様な方式を選択可	調達物に応じて 多様な方式を選択可	調達物に応じて 多様な方式を選択可	
予定価格	予定価格を必ず定め 上限とする	2001年9月に廃止	なし	なし	
予定価格の事 前の守秘性	非公表	2001年9月までは非 公表	-	-	
落札基準		経済的に有利な者 (最低価格は限定的	最低価格又は最も経 済的に有利な者	最低価格又は最も組 済的に有利な者	
				49 49	







随意契約の契約価格

- 競争入札の場合は予定価格内最廉価格を落札としなければならない規定がある(会計法第29条の6)が、随意契約については明確に定められていない。
- しかし、財務省通達『契約事務の適正な執行について』(昭和53年4月1日付蔵計第875号)の趣旨に照らし合わせて、競争入札と同様に、予定価格内最廉価格の者と契約すべきであると考えられている。

53